



箱根町記者発表資料

高規格救急自動車の更新について

1 概 要

令和6年度救急業務高度化推進事業において、消防署箱根分署（箱根町元箱根102番地）の高規格救急自動車を更新します。

この救急自動車には、神奈川県内初となる「電動ストレッチャー」を装備します。

「電動ストレッチャー」は、脚部に電動モーターを搭載して動作をアシストすることにより、傷病者をストレッチャーに乗せての上下動がスムーズになり、傷病者への負担を大幅に軽減するとともに、救急車への収納・降車時の安全性が向上し、より安全に医療機関へ搬送することができます。

町消防本部では、運用開始前に報道機関の皆様へ展示・説明をします

2 取材対応日時・場所

令和6年12月6日（金）午前10時30分から午前11時00分まで
箱根町消防本部（箱根町宮ノ下467-1）

3 運用開始日

令和6年12月6日（金）午後3時00分から

4 周知方法

町ホームページに掲載します。

照会先

箱根町消防本部消防総務課警防係 佐藤・井立

電 話 0460-82-4512

E-mail fd.keibou@town.hakone.kanagawa.jp

令和 6 年11月19日

報道機関 各位

箱根町消防長 笹川 佳典
(公 印 省 略)

高規格救急自動車更新に伴う披露等について（送付）

晩秋の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当町消防行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、当町では以下のとおり実施いたしますので、関係記事の掲載等に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、町消防本部では、(新)高規格救急自動車の運用開始前に報道機関の皆様
様に展示・説明します

1 高規格救急自動車の特徴

この高規格救急自動車には、神奈川県内初となる「電動ストレッチャー」
を装備します。

「電動ストレッチャー」は、脚部に電動モーターを搭載して動作をアシス
トすることにより、傷病者をストレッチャーに乗せての上下動がスムーズに
なり、傷病者への負担を大幅に軽減するとともに、救急自動車への収納・降
車時の安全性が向上し、より安全に医療機関へ搬送することができます。

2 取材対応日時・場所

令和 6 年12月 6 日(金)午前10時30分から午前11時00分まで
箱根町消防本部（箱根町宮ノ下467番地の1）

3 配備場所

消防署箱根分署

※ 箱根分署での取材はご遠慮ください。

4 運用開始日

令和 6 年12月 6 日(金)午後 3 時00分から

5 その他

高規格救急自動車に関するお問い合わせにつきましては、事務担当までお願い
します。

事務担当は、消防総務課 警防係
TEL 0460-82-4512